

浜名湖転覆事故

「教諭にも原因」

施設側、海難審判で

浜松市の浜名湖で2010年、愛知県豊橋市立章南中学校の1年生らが乗った手こぎボートが転覆し、西野花菜さん(当時12)が水死した事故で、ボートを引航したモーターボートを操船していた「静岡県立三ヶ日青年の家」の檀野清司・前所長(54)に対する海難審判が30日、横浜地方海難審判所で始まった。

刑事裁判の検察官に当たる理事官は、風雨が強まってボート内に水がたまり、船体が左に傾いていたと指摘。前所長が、ボートのか

込み、転覆したと主張。檀野前所長は大筋で認めた。前所長側は、浜名湖での実験結果などを証拠として提出。「転覆直前に船首が右に向いたのは、ボートが左に傾いた際にかじを取っていた教諭が(かじを左に切るように)無意識に手を押し出したため」として、教諭のかじの操作にも原因があると指摘。そのうえで「学校側は専門の業者や施

設を利用した場合でも、自らの判断と責任で安全を確保すべきだ」と主張した。今回の審判は9月26日に開かれ、かじを取っていた男性教諭らが証人として出廷する。傍聴した花菜さんの父、友章さん(53)は「学校も転覆原因に大きく関わっている。娘が死んだ原因を掘り下げることが重要だ」と話した。(一部地域で重複します)

浜名湖転覆

2012.8.31

中日新聞 静岡版

かじ操作あった可能性

海難審判 安全委と違う見解 前所長側

浜松市北区の浜名湖で二〇一〇年、静岡県立の研修施設「三ヶ日青年の家」の手こぎボ

ートが転覆し、研修中の女子中学生が死亡した事故で、檀野清司前所長を受審人として三十日、横浜地方海難審判所で開かれた第一回審判。前所長側は、えい航されたボートのかじが切れて船首が右を向いてひっぱられたことで転覆したと説明し、国の運輸安全委員会の事故報告書と異なる見解を示した。

ボートが当初から左に傾斜した状態でえい航された状態で、湖水の流入が増え、生徒らが左に片寄り傾斜が増すなどして転覆したとの報告書を公表している。

前所長側の補佐人は陳述で、実験結果などから船体が九〇度傾いても垂直のまま止まると説明。その上で「湖水が流入し、左に傾いたことでの右側に間違った結論での安全対策は成り立たない」と述べた。

また死亡した愛知県豊橋市章南中学校一年の西野花菜さん(当時十二)の父友章さんは審判を傍聴し「(かじ操作が)無意識であるにせよ、それがなければ娘が死ななかったかもしれないと思うと残念で悔しい。再発防止のために明らかにしてほしい」と話した。

また死亡した愛知県豊橋市章南中学校一年の西野花菜さん(当時十二)の父友章さんは審判を傍聴し「(かじ操作が)無意識であるにせよ、それがなければ娘が死ななかったかもしれないと思うと残念で悔しい。再発防止のために明らかにしてほしい」と話した。

浜名湖転覆事故

「教諭にも原因」

施設側、海難審判で

浜松市の浜名湖で2010年、愛知県豊橋市立章南中学校の1年生らが乗った手こぎボートが転覆し、西野花菜さん(当時12)が水死した事故で、ボートを引航したモーターボートを操船していた「静岡県立三ヶ日青年の家」の檀野清司・前所長(54)に対する海難審判が30日、横浜地方海難審判所で始まった。

刑事裁判の検察官に当たる理事官は、風雨が強まってボート内に水がたまり、船体が左に傾いていたと指摘。前所長が、ボートのか

込み、転覆したと主張。檀野前所長は大筋で認めた。前所長側は、浜名湖での実験結果などを証拠として提出。「転覆直前に船首が右に向いたのは、ボートが左に傾いた際にかじを取っていた教諭が(かじを左に切るように)無意識に手を押し出したため」として、教諭のかじの操作にも原因があると指摘。そのうえで「学校側は専門の業者や施

設を利用した場合でも、自らの判断と責任で安全を確保すべきだ」と主張した。今回の審判は9月26日に開かれ、かじを取っていた男性教諭らが証人として出廷する。傍聴した花菜さんの父、友章さん(53)は「学校も転覆原因に大きく関わっている。娘が死んだ原因を掘り下げるのが重要だ」と話した。(一部地域で重複します)

管理者側、責任認め

「学校判断も加味を」

浜松市北区三ヶ日町 年、県立三ヶ日青年の家の浜名湖で2010年(同市北区)のボ

トが転覆し、中学生11名(当時12)が死亡した事故で、第1回海難審判が30日、横浜地方海難審判所(供田仁男審判長)で開かれた。刑事裁判で被告に当たる受審人の同施設指定管理者「小学館集英社プロダクション」(東京都)の檀野清司前所長(54)と補佐人は事故の

責任を認めた一方で、「直接原因だけでは全体像は解明できない」と主張した。検察に相当する理事官は、檀野前所長がボートのえい航開始前に滞留水の排出やかじ取りの指示を出さず、経験不足な部分があったことを示唆。これに対し、弁護人に相当する補佐人は「今回の事故は学校教諭が舵(かじ)を取るボートで起き

た。外部の施設を利用した場合であっても、学校側は自らの責任で生徒たちの安全を確保する義務がある」と述べ、事故の全容解明には学校側の判断が適切だったかどうかなどの点も加味する必要があるとした。

審判は同日午後、檀野前所長への尋問などが行われる予定。審判開始理由申立書などによると、事故は同年6月18日午後3時20分ごろ、体験訓練中の豊橋市立章南中1年の生徒など20人が乗った手こぎボートが悪天候で航行不能となった。檀野前所長はモーターボートで救助に向かったが、手こぎボートが途中で転覆。ボート内に閉じ込められた西野花菜さんが死亡した。



お子様ランチ
この国旗
抜いていいの？

中国の子ども
(富士・ボギー)

覆転湖名浜

えい、航過失 大筋認める

「青年の家」所長、海難審判

浜松市北区の浜名湖で二〇一〇年、静岡県立の研修施設「三ヶ日青年の家」の手こぎボートが転覆し、愛知県豊橋市章南中学校一年の西野花菜さん(当時二二)が死亡した事故で、同施設の檀野清司所長を刑事裁判の被告に当たる受審人として海難審判の第一回審判が三十日、横浜地方海難審判所(横浜市)で開かれた。

檀野所長は小型船舶操縦士の免許を持ち、

モーターボートを操縦してロープでつないだ手こぎボートをえい航中に転覆事故が起きた。検察官に当たる理事官は申し立て理由の陳述で「(手こぎボートの教諭に) 追従するよう舵を取るなどの被えい航時の運用について指示しなかった」などと過失を指摘した。

所長側は、大筋で内容を認めたが、学校側の安全確保の責任についても言及した。

審判では、証拠調べ

や審判官による尋問などの審理を経て、裁決で過失が認定されれば、免許取り消しなども傍聴した。

懲戒処分が科される。この日の審判は、西野さんの父親の友章さん

国の運輸安全委員会 静岡県警が業務上過失は事故調査報告書でボートが左に傾いた状態でえい航され、ボート内にたまった水が増えるなどしてさらに傾斜し、転覆した可能性が高いと指摘。檀野所長は水の排出や舵の操作などの注意事項をボートの生徒らに伝えているなかったと言及した。

海難審判は、懲戒処分を科すことによる海上交通の安全確保が目的。事故が海技士や小型船舶操縦士の故意や過失で発生したと認められた場合に理事官によって申し立てられる。

国交省報告、補佐人疑問

「右へ回頭の証言も」

2012.8.31 新報

浜名湖・ボート事故「右へ回頭の証言も」

第1回海難審判

浜松市北区三ヶ日町一丁目6月、県立三ヶ日青年の家のボートが転覆し

て女子中学生二当時(12)が死亡した事故で、指定管理者「小学館集英社プロダクション」(東京都)の檀野清司前所長(54)に対する第一回海難審判は30日午後、横浜地方海難審判所(供田仁男審判長)で本人尋問などが行われた。檀野前所長は、船体を左

に傾けた状態でのえい航が転覆の原因とする。国土交通省の調査報告に疑問を呈した。

国交省の運輸安全委員会では今年1月、ボートは左舷船首側から波が打ち寄せる状態のまま、檀野前所長が操縦するモーターボートに

左への傾斜角度が増え、最終的に転覆したとする調査報告書をまとめている。これに対して補佐人は「ボートは転覆直前に右へ回頭したとの証言がある」と指摘。独自に検証実験を行った結果、転覆直前に何らかの理由でボートの舵(かじ)が大きく右に切られたことで、船体は真横から波を受けたまま、えい航される格好になってひっくり返った可能性がある



ボートの舵(かじ)が大きく右に切られたことで、船体は真横から波を受けたまま、えい航される格好になってひっくり返った可能性がある

がある」と反論した。一方、尋問で檀野前所長はえい航経験がなかったのに、自身が出動した理由について、「一刻も早い救助のためだった」と説明した。悪天候で体験訓練を実施したことは「天候変化を予測できず、」と述べた。次回は9月26日、校教諭と施設関係者の証人尋問などが行われる。